

総務委員会資料

陳情第107号

「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」
の採択を求める陳情

資料1 最低賃金制度について

資料2 我が国の労働経済等の概況について

資料3 令和3年度地域別最低賃金改定状況

資料4 国の中小企業支援策について

資料5 令和4年度税制改正の大綱の概要

資料6 下請取引の適正化に向けた関係法令の概要について

経済労働局

令和4年1月20日

—最低賃金制度について—

1 目的

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき、国が、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とします。

2 効力

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、最低賃金法により定められた最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。最低賃金の適用を受ける労働者と使用者の間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分を無効とし、最低賃金と同様の定めをしたものとみなします。

3 最低賃金の種類

(1) 地域別最低賃金

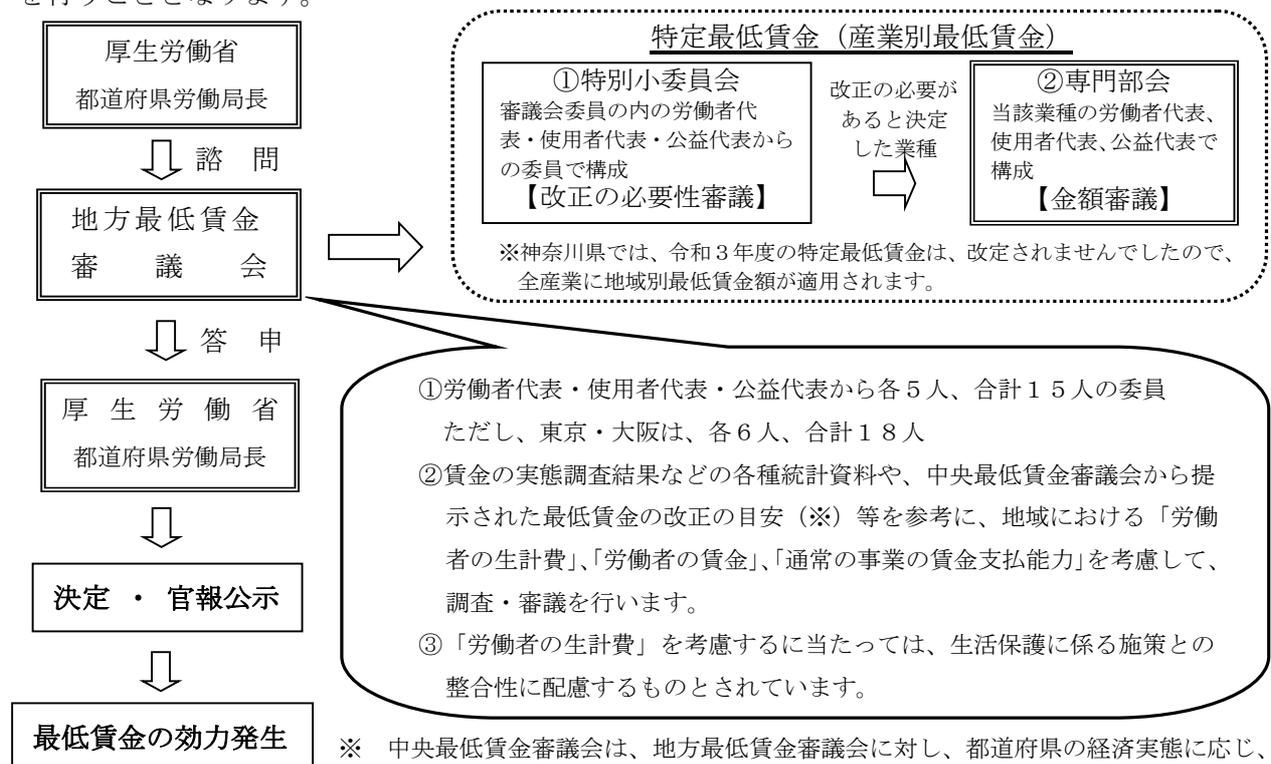
産業や職種にかかわらず、すべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金として、各都道府県に1つずつ、全部で47件の最低賃金が定められています。

(2) 特定最低賃金（産業別最低賃金）

塗料製造業や鉄鋼業など、特定の産業に働く労働者とその使用者に適用され、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を定めることができます。

4 決定の主な流れ

最低賃金は、厚生労働省の各都道府県労働局長が、各地方最低賃金審議会に諮問し、同審議会の調査審議を踏まえた意見を聴いて決定します。なお、特定最低賃金（産業別最低賃金）は、特別小委員会にて「必要性審議」を行い、改正の必要性があると決定した業種は、専門部会を開催して金額審議を行うこととなります。



我が国の労働経済等の概況について

1 実質賃金の状況

平成 27 年平均を 100 とする令和 2 年の実質賃金指数は、98.6 と 100 を下回っており、前年比は-1.2%となっています。

表 1 実質賃金指数の推移（全国）

区 分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年
実質賃金指数	100.0	100.8	100.6	100.8	99.8	98.6
前年比(%)	-0.8	0.8	-0.2	0.2	-1.0	-1.2

*実質賃金指数は平成 27 年平均を 100 とする

*出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」

2 消費支出の状況

令和 2 年の二人以上の世帯の消費支出は、新型コロナウイルス感染症の影響による外出や営業の自粛などにより、1 世帯当たり 1 か月平均 277,926 円で、物価変動の影響を除いた実質前年比は-5.3%となっています。

表 2 消費支出の推移（全国）

区 分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年
消費支出(円)	287,373	282,188	283,027	287,315	293,379	277,926
実質前年比(%)	-2.3	-1.7	-0.3	-0.4	0.9	-5.3

*消費支出は、二人以上の世帯の 1 世帯当たり 1 か月平均の金額

*出典：総務省「家計調査」

3 非正規雇用の状況

公表されている直近の調査となる、平成 29 年就業構造基本調査によると、雇用者数に占める非正規雇用の割合は、全国で 36.0%、川崎市で 32.6%となっており、本市は全国と比べ 3.4 ポイント低くなっております。また、前回調査の平成 24 年と比べると、全国、川崎市とも割合が増加しています。

表 3 非正規雇用の状況

区 分	全 国		川崎市	
	平成 24 年	平成 29 年	平成 24 年	平成 29 年
雇用者数	57,008,800 人	59,208,100 人	718,800 人	817,100 人
うち非正規雇用	20,427,100 人	21,325,700 人	232,400 人	266,200 人
割 合	35.8%	36.0%	32.3%	32.6%

*出典：総務省「就業構造基本調査」

令和3年度 地域別最低賃金改定状況

都道府県名	令和3年度	令和2年度	東京都との差額	神奈川県との差額	効力発生日
	時間額(円)	時間額(円)			
神奈川	1,040	1,012	-1	—	令和3年10月1日
北海道	889	861	-152	-151	令和3年10月1日
青森	822	793	-219	-218	令和3年10月6日
岩手	821	793	-220	-219	令和3年10月2日
宮城	853	825	-188	-187	令和3年10月1日
秋田	822	792	-219	-218	令和3年10月1日
山形	822	793	-219	-218	令和3年10月2日
福島	828	800	-213	-212	令和3年10月1日
茨城	879	851	-162	-161	令和3年10月1日
栃木	882	854	-159	-158	令和3年10月1日
群馬	865	837	-176	-175	令和3年10月2日
埼玉	956	928	-85	-84	令和3年10月1日
千葉	953	925	-88	-87	令和3年10月1日
東京	1,041	1,013	—	1	令和3年10月1日
新潟	859	831	-182	-181	令和3年10月1日
富山	877	849	-164	-163	令和3年10月1日
石川	861	833	-180	-179	令和3年10月7日
福井	858	830	-183	-182	令和3年10月1日
山梨	866	838	-175	-174	令和3年10月1日
長野	877	849	-164	-163	令和3年10月1日
岐阜	880	852	-161	-160	令和3年10月1日
静岡	913	885	-128	-127	令和3年10月2日
愛知	955	927	-86	-85	令和3年10月1日
三重	902	874	-139	-138	令和3年10月1日
滋賀	896	868	-145	-144	令和3年10月1日
京都	937	909	-104	-103	令和3年10月1日
大阪	992	964	-49	-48	令和3年10月1日
兵庫	928	900	-113	-112	令和3年10月1日
奈良	866	838	-175	-174	令和3年10月1日
和歌山	859	831	-182	-181	令和3年10月1日
鳥取	821	792	-220	-219	令和3年10月6日
島根	824	792	-217	-216	令和3年10月2日
岡山	862	834	-179	-178	令和3年10月2日
広島	899	871	-142	-141	令和3年10月1日
山口	857	829	-184	-183	令和3年10月1日
徳島	824	796	-217	-216	令和3年10月1日
香川	848	820	-193	-192	令和3年10月1日
愛媛	821	793	-220	-219	令和3年10月1日
高知	820	792	-221	-220	令和3年10月2日
福岡	870	842	-171	-170	令和3年10月1日
佐賀	821	792	-220	-219	令和3年10月6日
長崎	821	793	-220	-219	令和3年10月2日
熊本	821	793	-220	-219	令和3年10月1日
大分	822	792	-219	-218	令和3年10月6日
宮崎	821	793	-220	-219	令和3年10月6日
鹿児島	821	793	-220	-219	令和3年10月2日
沖縄	820	792	-221	-220	令和3年10月8日
全国加重平均(※)	930	902	-111	-110	—

※加重平均とは、都道府県ごとの労働者人数を考慮した平均のこと

国の中小企業支援策について

1 国の中小企業支援策の方針について

(1) 概要

「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、国は「活力ある中堅・中小企業・小規模事業者の創出」として、「感染症の影響下の変化に対応し、経済の底上げを図る地域を中心に、生産性向上等に取り組む中小企業・小規模事業者に対し思い切った支援を行う。」としており、その内容は以下のとおり。

支援策の申請手続の電子化、支援機関や専門家の見える化、民間の支援ビジネスとの連携による経営支援体制の整備を行う。デジタル等の無形資産投資、EC活用や信用供与等を通じた輸出などの海外展開の促進や人材の確保・育成等により、中小企業の規模拡大を支援し、活力ある中堅・中小企業等の創出を促す。

下請中小企業における労務費等の上昇を取引価格に円滑に転嫁できるよう、大企業と中小企業のパートナーシップ構築を推進するとともに、特定の期間を設定して下請取引の特別調査を行うこと等により下請取引の価格交渉を推進する。あわせて、官公需において労務費の円滑な価格転嫁を図るため、官公庁が最低賃金額の改定を踏まえて契約金額に関して必要な確認を行う措置を適切に講ずる。

(2) 中小企業数の推移



出典：中小企業白書 2020

(3) 中小企業支援策の内容

【令和3年度当初／令和2年度三次補正予算事業の主な中小企業支援策】

主な中小企業支援策		予算	事業概要
事業継続や事業再構築の後押し			
(1)	中小企業等事業再構築促進事業	1兆1,485億円	事業再構築補助金を創設し、事業再構築に挑戦する中小企業に対して最大6,000万円(8,000万円)を補助
(2)	中小企業等の資金繰り支援	8,391億円	民間金融機関を通じた実質無利子・無担保融資を令和3年3月まで延長。また、中小企業の経営改善等を支援するために新設する信用保証制度や事業再生を支援する信用保証制度の保証料を大幅に軽減するとともに、日本公庫による業態転換等の設備投資や事業再生等の融資制度について、適用金利を引き下げる
事業承継・引継ぎ・再生等の支援			
(1)	事業承継総合支援事業	95億円	事業引継ぎ支援センターを「事業承継・引継ぎ支援センター」へ発展的に改組し、事業承継に関する総合的な支援を実施
(2)	事業承継・世代交代集中支援事業	16.2億円	M&A時の専門家活用費用や事業承継・事業引継ぎを契機とした設備投資等を補助する事業承継・引継ぎ補助金を措置
(3)	中小企業再生支援事業	95億円	中小企業再生支援協議会によるコロナ危機の影響を受けた中小企業等の再生計画の策定支援等
生産性向上による成長促進			
(1)	中小企業生産性革命推進事業	2,300億円	設備投資、販路開拓、ITの導入を補助するなど、中小企業の生産性向上に資する継続的な支援を実施
(2)	戦略的基盤技術高度化・連携支援事業(サポイン事業)	109億円	ものづくり基盤技術に関する研究開発支援(3年間最大9,750万円)
(3)	JAPANブランド育成支援等事業	8億円	中小企業による越境ECやクラウドファンディングを活用した海外展開や、コロナ危機を契機とした新事業展開を図る取組を支援
(4)	地域未来デジタル・人材投資促進事業	11.7億円	地域未来牽引企業等を中心とした地域経済を牽引する企業のデジタル化を支援し、地域における高生産性・高付加価値企業の強化・創出を行うとともに、若者人材の地域企業への移動を支援
経営の下支え、事業環境の整備			
(1)	中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援	40.9億円	
(2)	小規模事業者対策推進等事業	53.2億円	
(3)	GoTo商店街事業	30億円	
(4)	地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業	5.5億円	
(5)	中小企業取引対策事業	9.8億円	
災害からの復旧・復興、強靱化			
(1)	なりわい再建支援事業	275.7億円	
(2)	なりわい再建資金利子補給事業	0.5億円	
(3)	被災小規模事業者再建事業	113.5億円	
(4)	中小企業強靱化対策事業(中小機構運営費交付金の内数)		

【令和4年度概算要求の主な中小企業支援策】

主な中小企業支援策		予算	事業概要
事業継続のための着実な支援			
(1)	緊急事態宣言等の影響緩和に係る月次支援金等	6,979億円	コロナ禍の中小企業・小規模事業者・個人事業主等に対し、資金繰り支援、月次支援金等の給付、イベントの再開支援など、足下で必要な事業継続のための支援を着実かつ迅速に実施
事業再構築・承継・再生を目指す事業者の後押し			
(1)	ものづくり等高度連携・事業再構築促進事業	25.4億円	複数の中小企業等が連携することで新たな付加価値の創造等を図る製品・サービス開発や、新分野展開や業態転換等の「事業再構築」に取り組むプロジェクトを支援
(2)	中小企業再生支援・事業承継総合支援事業	159.1億円	中小企業の円滑な再生・事業承継を支援するため、各都道府県に設置された中小企業再生支援協議会や事業承継・引き継ぎ支援センターを通じ、再生計画の策定や親族内承継支援、後継者不在企業と譲受希望者とのマッチングなど総合的な支援
(3)	事業承継・引継ぎ・再生支援事業	47.1億円	事業承継・引継ぎ(M&A)・再生に伴う設備投資や販路開拓等の新たな取組を支援するとともに、引継ぎ(M&A)・再生時の専門家活用費等を支援
(4)	事業再構築補助金	1兆1,485億円	新分野展開、業態転換等の「事業再構築」に挑戦する中小企業等を支援
生産性向上による成長促進			
(1)	共創型サービスIT連携支援事業	5億円	中小企業等の現場課題に即したITツールの連携・機能改善と、その後の普及展開を目指す取組を支援。
(2)	生産性革命補助金	3,600億円	設備投資、販路開拓、ITの導入を補助するなど、中小企業等の生産性向上に資する継続的な支援
(3)	成長型中小企業等研究開発支援事業(サポイン事業等)	162.6億円	中小企業が大学等と連携して行う、研究開発やAI/IoT等の先端技術を用いた革新的なサービスモデル開発等の取組を支援。
(4)	海外展開のための支援事業者活用促進事業(JAPANブランド育成等支援事業)	9.4億円	海外市場の獲得に取り組む中小企業に対し、新商品・サービス開発やブランディング、展示会出展等を支援
(5)	展示会等のイベント産業高度化推進事業	3.8億円	中小企業の商談等の基盤である展示会産業を高度化する取組を支援
取引環境の改善をはじめとする事業環境整備			
(1)	中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業	60億円	各都道府県によらず支援拠点を整備し、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するための体制を整備
(2)	小規模事業者対策推進等事業	55.9億円	中小企業支援機関等を通じて行われる小規模事業者への巡回指導・窓口相談などを支援
(3)	中小企業取引対策事業	13.5億円	中小企業等の取引環境の改善に向け、下請法の厳正な執行、取引実態の把握、下請かけこみ寺による相談対応等を実施
(4)	地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業	10.5億円	地方公共団体と連携し、中小事業者等が新たな需要を創出するために行う調査分析・施設整備等を支援
(5)	中小企業・小規模事業者人材対策事業	11.1億円	中小企業・小規模事業者の経営課題に即した人材確保が可能となる環境を整備するとともに、海外展開支援人材等の育成を支援
(6)	地方公共団体による小規模事業者支援推進事業	10.8億円	地方公共団体と連携し、地域の実情に応じた小規模事業者の経営改善のための支援を実施

2 日本商工会議所・東京商工会議所「最低賃金引き上げの影響に関する調査」について

調査地域：全国47都道府県

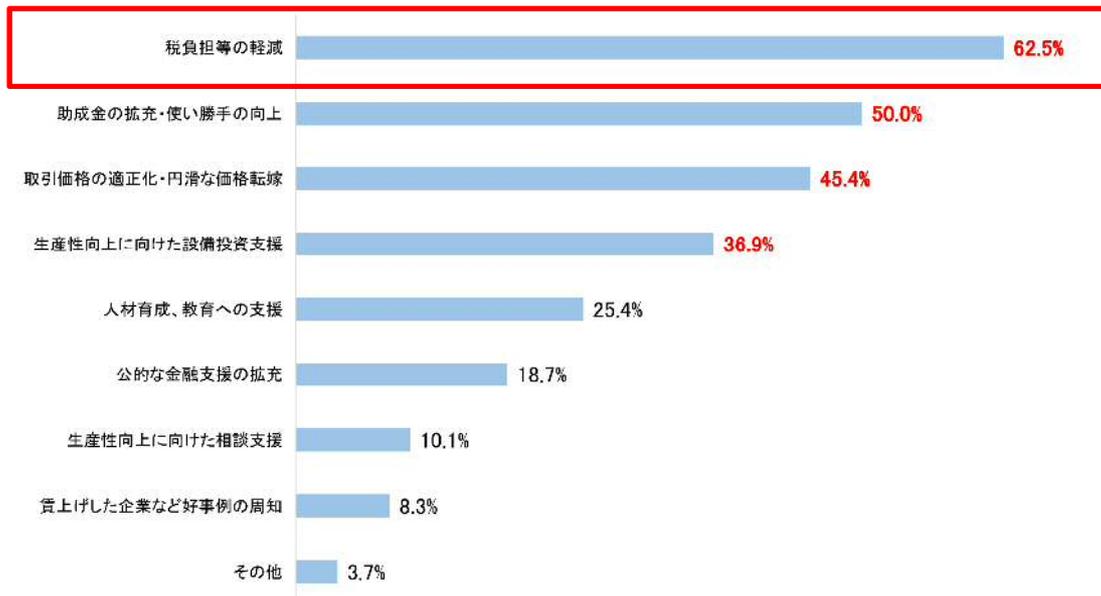
調査対象：中小企業6,007社

調査期間：2021年2月1日～2月22日

回答企業数：3,001社（回答率：50.0%）

調査方法：各地商工会議所職員による調査（訪問、メール等）

【最低賃金引き上げに対応するために必要と考える支援策】



出典：日本商工会議所・東京商工会議所「最低賃金引き上げの影響に関する調査」

令和 4 年度税制改正の大綱の概要

(令和3年 12 月 24 日 閣議決定)

成長と分配の好循環の実現に向けて、多様なステークホルダーに配慮した経営と積極的な賃上げを促す観点から賃上げに係る税制措置を抜本的に強化するとともに、スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションを更に促進するための措置を講ずる。また、カーボンニュートラルの実現に向けた観点等を踏まえ、住宅ローン控除等を見直す。加えて、景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、激変緩和の観点から所要の措置を講ずる。

法人課税

1 積極的な賃上げ等を促すための措置

(1) 大企業等

- ① 令和 5 年度末を期限として、継続雇用者給与等支給額の対前年度増加割合が 3% 以上である場合に、雇用者給与等支給額の対前年度増加額の 15% の税額控除を行うとともに、継続雇用者給与等支給額の対前年度増加割合が 4% 以上である場合には、税額控除率に 10% を加算し、教育訓練費の対前年度増加割合が 20% 以上である場合には、税額控除率に 5% を加算する措置を講ずる。
- ② 令和 5 年度末を期限として、法人事業税付加価値割において、継続雇用者給与等支給額の対前年度増加割合が 3% 以上である場合に、雇用者給与等支給額の対前年度増加額を付加価値額から控除する措置を講ずる。
- ③ 一定規模以上の大企業に対しては、給与の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針等を公表していることを要件とする。

(2) 中小企業

雇用者給与等支給額の対前年度増加割合が 1.5% 以上である場合に、雇用者給与等支給額の対前年度増加額の 15% の税額控除を行うとともに、税額控除の上乗せ措置として、雇用者給与等支給額の対前年度増加割合が 2.5% 以上である場合には、税額控除率に 15% を加算し、教育訓練費の対前年度増加割合が 10% 以上である場合には、税額控除率に 10% を加算する措置を講ずる。

2 オープンイノベーション促進税制の拡充

出資の対象会社に、設立 10 年以上 15 年未満の売上高に占める研究開発費の割合が 10% 以上の赤字会社を追加する等の見直しを行う。

3 5G導入促進税制の見直し

地方でのネットワーク整備を加速する等の観点から、対象設備の要件や税額控除率等の見直しを行う。

4 大法人に対する法人事業税所得割の軽減税率の見直し

外形標準課税対象法人（資本金1億円超の法人）の年800万円以下の所得に係る軽減税率を廃止し、標準税率を1.0%とする。

5 ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の見直し

導管部門の法的分離の対象となる法人等が行う事業（導管事業を除く。）については収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額により課することとし、その他の法人が行う事業（導管事業を除く。）については他の一般の事業と同様とする。

下請取引の適正化に向けた関係法令の概要について

(1) 中小企業憲章

【基本原則】

4. 公正な市場環境を整える

力の大きい企業との間で実質的に対等な取引や競争ができず、中小企業の自立性が損なわれることのないよう、市場を公正に保つ努力を不断に払う。

【行動指針】

5. 公正な市場環境を整える

中小企業の正当な利益を守る法令を厳格に執行し、大企業による代金の支払遅延・減額を防止するとともに、中小企業に不合理な負担を招く過剰な品質の要求などの行為を駆逐する。また、国及び地方自治体が中小企業からの調達に配慮し、受注機会の確保や増大に努める。

【川崎市の取組】 「川崎市契約条例」、「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」に基づく市内中小企業者の受注機会の増大に向けた取組

(2) 中小企業基本法及び下請取引関係法の主な規定

ア 中小企業基本法

【取引の適正化】

第22条 国は、中小企業に関する取引の適正化を図るため、下請代金の支払遅延の防止、取引条件の明確化の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

イ 下請中小企業振興法

- ①親事業者の協力のもとに、下請中小企業の体質を改善し、下請性を脱した独立性のある企業へ成長を促すことを目的とする。
- ②国は、下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準である「振興基準」を策定

・知的財産の取扱い、手形等の支払サイトの短縮化及び割引料負担の改善などについて令和3年3月31日に改正・施行。

・下請取引の機会の創出の促進に関する事項の規定について令和3年7月30日に改正・8月2日施行。

ウ 独占禁止法

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)
不当な取引制限や不正な取引方法を禁止



- ・中企庁と公正取引委員会との連携
- ・下請けGメンによる、実態調査
- ・下請駆け込み寺(相談窓口の設置)

エ 下請法(下請代金支払遅延等防止法)

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護を規定するとともに、親事業者の義務及び禁止行為を規定

①親事業者の義務

- ・発注書面の交付義務
- ・発注書面の作成、保存義務
- ・下請代金の支払期日を定める義務
- ・遅延利息の支払い義務

違反したときは
50万円以下の罰金

②親事業者への禁止行為

- ・受領拒否の禁止
- ・下請代金の支払遅延の禁止
- ・下請代金の減額の禁止
- ・返品禁止
- ・買ったたきの禁止 等

禁止行為を行ったときは
は勧告措置

平成28年12月14日付で運用基準を改正
違反行為となる事例を大幅追加(66事例から141事例)し、下請法の運用を強化